

長堀通広告物景観形成地区内におけるバスシェルター広告の取扱い（案）

（平成 21 年 11 月 5 日）

長堀通広告物景観形成地区の誘導基準は、バスシェルターへの広告物を規制の対象外としているが、同地区を景観形成地区に指定して広告物の誘導を図っている趣旨から、下記のとおり別途取扱いを定めて運用する。

記

1. 誘導基準

- ①街並みのイメージに合わせた「美しく洗練された広告デザイン」とすること。
- ②バス乗降の機能と安全を視覚的に妨げない画面とすること。
（乗客の注意力を散漫にさせる恐れがある、高彩度色の乱用、複雑すぎる画面構成又は、安売り広告に類する価格表示で欲望を刺激するもの等は避けること。）

2. 運用方法

原稿決定から掲出までが 1 週間程度しかなく、掲出内容も頻繁に変更されることから、3 カ月ごとに上記に適合しているかどうかを建設局で確認する。意見等があった場合には、以降の広告に反映させるよう指導する。

以 上



上本町六丁目(東行)